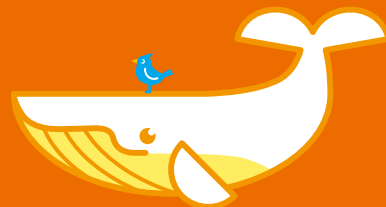




いつも、あなたのそばに。  
always by your side



# Legal Support Press

【リーガルサポートプレス】リーガルサポートは全国の司法書士が構成する団体です

2022年  
Vol.24



特集

本人支援の現場から  
～成年後見業務実践事例～



公益社団法人  
成年後見センター・リーガルサポート

# 「意思決定支援」概念の広がり

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 副理事長 にし かわ ひろ ゆき 西川 浩之

[所属]  
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート静岡支部

[略歴]  
昭和63年 中央大学法学部 卒業  
平成2年 司法書士試験合格  
平成5年 司法書士登録  
平成23年～平成27年 静岡県司法書士会会長  
平成27年～令和3年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート専務理事

[現在の公職等]  
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長  
静岡県司法書士会 名誉会長  
静岡家庭裁判所 島田出張所 家裁調停委員  
厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議委員



[著作物] ●法定後見ハンドブック・任意後見ハンドブック ●任意後見実務マニュアル(新日本法規出版) ●成年後見監督人の手引き(日本加除出版)  
●高齢者の消費者被害Q&A(学陽書房) ●市民後見人養成講座(民事法研究会)

「意思決定支援」という言葉を聞いてどのようなイメージをもたれるでしょうか。

そのイメージはそれぞれがそれぞれの想いやこれまで積み重ねてきた経験等により、それぞれが似て非なる想いを抱いているのではないのでしょうか。

「自己決定の尊重」とほぼ同義の、いわば理念的な意味で「意思決定支援」ということばが使われていることもあれば、「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」等のガイドラインでは、手順を重視した概念として「意思決定支援」ということばが使用されています。

今回は、この「意思決定支援」についての様々な含意、あるいは概念の広がりについて、その変遷を時系列で追ってみたいと思います。

01 現行の成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)は、今後の施策の目標として、「財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。」と記載しています。そして、「成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策」として、「高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方」を掲げ、「後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。」、「後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。」としています。

02 そして、現行基本計画の上記記載を受けて策定された「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(令和2年10月30日)では、意思決定支援は、「特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動」と定義されています。

03 しかし、この定義は、主に重要な法律行為をする場面を前提とした意思決定支援に焦点を当てたものであることから、限定的な定義になっているのではないか(日常生活を送る上で求められている意思決定支援をカバーし切れていないのではないか)との指摘もあり、これに代えて、「全ての人には意思があり、自分のことを自分で決めるための力があるとの前提に立ち、意思決定に困難を抱える当事者(本人)が、日常生活や社会生活の場面において自らの価値観や選好に基づく意思決定を行う権利を保障するため、本人に関わる人々らによって行われる一連の支援及び仕組み」と定義してはどうかとの提案もされています(第9回成年後見制度利用促進専門家会議(令和3年7月30日)議事録)。

04 成年後見制度利用促進専門家会議「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項(最終とりまとめ)」(令和3年12月22日)は、「権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が、地域社会に参加し、共に自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動であると定義することができる」と説明しています。ここでの「意思決定支援」は、故岩間伸之大阪市立大学教授の言うところの「積極的権利擁護」と同じような意味を含んでいるように思われます(※)。

※「市民後見人の理念と実際」(中央法規出版)7～8ページ

「権利擁護」とは、援助の本質につながる深く重い概念である。各種の虐待や経済的被害、機会の剥奪や不当な扱い、差別や中傷等から本人を守るという権利侵害からの保護、また人として生活するのに最低限必要な衣食住をはじめとする基本的なニーズの充足は、言うまでもなく権利擁護活動の中核をなすものである。これを「狭義の権利擁護」とするならば、さらにそこから、「本人らしい生活」と「本人らしい変化」を支えるという「積極的権利擁護」にまで拡大して捉えることが求められる。つまり、権利擁護とは、生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みを保障するものでなければならない。本人を保護したり庇護することが権利擁護なのではなく、自分の置かれた環境を自らが変えていく主体者として本人を位置付けることを意味するものである。

「意思決定支援」には、このような様々な含意、あるいは概念の広がりがあるように思われます。私自身は、後見事務、さらには日常生活・社会生活における本人の意思決定支援を考える場合には、できるだけ、「プロセスとしての意思決定支援」ということを意識するようにしています。

今回の特集において、当法人会員が時には狼狽え、時には癒されながらも、日々後見業務に悩みながら奮闘している現場の様子に触れていただき、「意思決定支援」に関する皆様の様々な気付きに繋がれば幸いです。

# 特集

I

Legal Support

## ここは天井から 猫が降ってきて危険です!

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート 常任理事

ふな き み か  
船木 美香



### [所属]

神奈川県司法書士会 ●公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部

### [略歴]

- 平成7年 司法書士試験合格
- 平成8年 司法書士登録(熊本県)
- 平成15年 司法書士登録(神奈川県へ移動)
- 平成21年～24年 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部副支部長
- 平成25年～ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部幹事(川崎地区長)
- 令和元年～ 川崎市市民後見人推進委員会委員
- 令和3年～ 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事
- 令和3年～ 川崎市成年後見制度利用促進協議会委員

### [現在の公職等]

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事  
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート神奈川県支部幹事  
神奈川県司法書士会川崎支部副支部長

### [著書物]

「実践成年後見」No.87「在宅独居の方をチームで支援する」他

成年後見の補助や保佐類型は、支援の必要な部分にだけ同意権や代理権をつけて本人を支援する。これは、最期まで自宅で暮らしたいと望む本人の意思を尊重しつつ、客観的な状況から施設へ移り住むに至るまでの保佐人と支援者たちの記録だ。

### 1 私がこうして元気でいられるのは皆さんのおかげです。

在宅独居のヨシコさん(推定相続人なし)は、私が保佐人に就任したときには、すでに98歳で、「東京オリンピックまでは頑張るわ」というのが口ぐせだった。ヨシコさんは、化粧品会社に就職し、後には指導員として、若い販売員たちに化粧のやり方を指導して定年まで勤めた。100歳となった今も、お肌の手入れを欠かさない。一人では立ち上がるのも苦労するけれど、家の中は這って移動して不便はない。いつも明るく社交的で、デイサービスでも人気者だ。

ヨシコさんの周りには、保佐人とケアマネジャー(以下、ケアマネという)が連携して、在宅での生活を支えるために介護のチームが整えられていた。土日を除いてヘルパーが入り、本人が「パンツ屋さん」と呼ぶ巡回サービスが、夜もオムツを替えるために来てくれる。いつまでも元気でいたいという本人のたっの希望もあり、訪問医、訪問看護、訪問薬局はもちろん、訪問リハビリも定期的にやってくる。週に1度はデイサービスでお風呂に入り、お友達と交流するのがヨシコさんの楽しみだ。土日は「パンツ屋さん」しか来なくてちょっと心配だが、これも、週末は一人で気楽に過ごしたいというヨシコさんの気持ちを尊重したものだ。

ヨシコさんはヘルパーに渡す買い物代などの現金を自分で管理していた。手元のお金が足りなくなったら、自分で保佐人に電話をかけてくれた。保佐人は、訪問してヨシコさんの様子をうかがい、お話を聞くのが楽しみだった。ヨシコさんは、ヘルパーに大好物のお寿司やお菓子の買い物を頼み、いつも好きなものを好きなだけ食べて、こたつの定位置に座って、テレビを観るのが楽しみだ。チームの皆は、何か異変があれば情報を共有し、ヨシコさんの在宅での暮らしを支えていた。ヨシコさんも、そのことをよく理解していて、「私がこうして元気でいられるのは、皆さんのおかげです。」と、皆にいつも感謝の言葉をかけてくれていた。

### 2 ヨシコさんが先か、家が先か、それが問題です。

そんなヨシコさんの自宅は、とても古くて、誰がみても傾いていた。玄関に入って見上げると、隅の方に空が見える。床板も腐っていて、歩くとふわふわしているし、タンスなどの家具は斜めに傾いている。そして、隅の方は、斜めに落ち込んだ床板の下に地面が見えている。雨漏りがひどいし、地震が来たら、本当に倒れてしまうのではないかと思われた。ヨシコさんの望みは、この家で最期まで暮らすことだ。なぜなら、大好きなお母さんが「いつまでもここで見守っているからね」と言って亡くなったからだ。

ケアマネと保佐人は、在宅での暮らしを支えながら、いつも頭を抱えていた。ヨシコさんはいつまでもここで暮らしていたい。訪問医も、在宅で看取る気満々だ。しかし、この家は、倒壊寸前だ。ケアマネと保佐人は、折に触れ、そのことをヨシコさんに話し、在宅にも限界があることを説明するのだが、ヨシコさんは、それを全く意に介さなかった。特に週末は、ヨシコさんが一人になる時間が長く、何かあったときにすぐに対応できるとは限らない。しかし、何度説明しても、ヨシコさんはキッパリと言い切った。

「私はね、家が倒れて下敷きになって死んでも本望です。ここを出る気はありません。」

そんなある日、ヘルパーがいつものように訪問すると、ヨシコさんがぐったりしていた。救急車を呼び、ヨシコさんは入院することとなった。しばらくして元気になったものの、ベット上での時間が長かったため、すっかり歩けなくなってしまった。これは、いよいよ在宅をあきらめる時期がきたのではないか。保佐人とケアマネは、そのことを説明して、施設を探そうとしていた。すると、ヨシコさんは自宅へ戻りたい一心で医療関係者も驚くほどリハビリをがんばり、入院前と変わらないほどに回復した。これは、もう、自宅に戻るしかない。入院中にガンが見つかったりもしたが、年齢的に治療対象ではないということで、出血箇所を止血するのみで退院となった。

それから何度かの地震や台風や大雨を経て、ますます家は傷んでいった。ヨシコさんの身体がダメになるのが先か、家がダメになるのが先か。保佐人とケアマネは、ますます頭を抱えることとなった。

### 3 これは、まるで外にいるのと同じです。

ヨシコさんの家の雨漏りは、深刻な問題だった。業者に見積もりを頼むと、家自体が歪んでいるので、修理しても、またどこからか雨が漏れるかもしれないと言われた。雨が降るたびに、ヨシコさんの元を訪れる介護チームは、皆、床にバケツを並べたり、溜まった水を捨てたりした。その後、一度、屋根を修理したのだが、ヨシコさんは工事の最中にも家に居たいと言うので天井板はそのままで屋根だけの修理となってしまう、結局、またすぐに雨漏りするようになってしまった。そうなることは何度も説明したつもりなのだが、ヨシコさんは「なんで修理するのに雨漏りがなおらないのかしら」と言い、そのたびに、また何度も説明することとなった。

そして、とうとう、それは起きた。「天井からゴミが落ちてくるの。見に来てちょうだい。」

行ってみると、天井に小さな穴が空いていた。よく見ると、穴の奥に何やら、モフモフしたものが見えた。猫だ。猫が腐った天井板を踏み抜いて穴を開けたのだ。

「危険です!そのうち猫が上から落ちてきます!もう、この家に住み続けるのは無理です!」

それでもヨシコさんは、ただ「困ったわねえ」と言うだけだった。

そして、数日後、本当に天井から猫が降ってきた。猫もいきなり落ちてびっくりしたと思う。ものすごいスピードで家の中を駆け抜けて床の穴から外へ逃げていったそうだ。天井には大穴が空き、雨漏りは滝のような状態となり、外にいるのと同じような状態となってしまった。そして、季節は梅雨となった。保佐人は屋根の修理ではなく、

むしろ家の中に TENT を張るべきではないかと、真剣に悩んだ。

#### 4 ね、猫があ!!!!

それからというもの、猫は、頻繁に家の中に入ってきて、食べ物を盗むようになっていた。雨漏りも、よりひどくなり、天井全体が腐って落ちてくるのではないかと思われた。保佐人とケアマネは訪問医と相談し、ヨシコさんに梅雨の間、避難のために入院をしてもらうことにした。ヨシコさんも、さすがに困っていたのか、素直に応じてくれた。屋根は業者に頼んでブルーシートで応急処置をした。そして、しばらく平穏な日々が続き、そのうちテレビで梅雨明けのニュースを見たヨシコさんは、そろそろ自宅に戻りたいと言い出した。

ケアマネと話し合い、保佐人はとりあえず、ヨシコさんが自宅に戻ってくる前に、一度、自宅の様子を見に行くことにした。ブルーシートが功を奏したのか、暑さで干あがってしまったのかはわからないが、床に置いたバケツに水が溜まっているということもなく、猫が室内を荒らした様子もない。とりあえず、一度きちんと清掃すればヨシコさんが帰ってくるのに問題はないのかなと思いながら帰ろうとして、いつもヨシコさんが座っていた場所の近くに、何やらモフツとしたものが落ちていたのが見えた。ヨシコさんがセーターを脱ぎ捨てていったのかな。最初はそう思った。でも変だぞ。他の衣類はきちんと畳んで隅に置いてある。しかも、夏だ。セーターなんか着てなかったぞ。薄暗くてよく見えなかったので近づいて目を凝らした。

「ね、猫が死んでるっ!!」

保佐人とケアマネは、清掃局に電話して死体を回収してもらい、すぐにヨシコさんに会いにいった。猫のせいで、とても不潔で、悪臭もしている。ヨシコさんは家に押しつぶされて死んでも本望と言うけれど、一緒にいるヘルパーも押しつぶされてしまったら?あの家では介護チームの命も危ない。それに、ヨシコさんがもっと介護度が上がった時、あの傾いた家のふわふわの床に介護ベッドは置けない、自宅で最期を迎えるのはどう考えても無理だ。

必死の訴えに、ヨシコさんは、ようやく、施設に入ることを納得してくれた。自分の命だけでなく、大事な介護チームの命も危険にさらされていることを理解して、決断してくれたようだった。

#### 5 ここは天国です。

それから保佐人とケアマネは、施設を探すにあたり、できるだけヨシコさんの今までの生活に近い環境を作ろうとした。そしていつもの訪問医が巡廻している施設の中から、同じケアマネが引き続き担当できるサービス付き高齢者住宅に決めた。部屋のレイアウトも自宅に近いようにして、家族の遺影や位牌、100歳のお祝いでもらった寄せ書きや、たくさんのお気に入りの写真、戦争で亡くなったお兄さんが買ってくれた思い出の人形などを自宅から運び込んだ。

ヨシコさんは、退院して施設に向かうとき、どうしても自宅に荷物を取りに行きたいと言った。自宅は、ハエが大量発生し、蜘蛛の巣だらけになっていた。その様子を見たヨシコさんは、もう、ここには住めないということを実感したようだった。

そしてヨシコさんは、部屋に持ち込んだ大型テレビで念願の東京オリンピックを心ゆくまで楽しむことができた。先日面会したら、「ここは天国よー」と嬉しそうに言ってくれた。もっと早くに決断してくれたらよかったのに! さあ次はパリ大会だ。またみんなで頑張っていこう。

# 特集

II

Legal Support

## 意思決定支援への第一歩

司法書士 <sup>つねまつ</sup> 恒松 <sup>しほ</sup> 史帆



#### 【所属】

福岡県司法書士会

#### 【略歴】

平成16年 司法書士試験合格

平成17年 司法書士登録

平成23年～公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
福岡支部 幹事・副支部長

平成27年～令和2年

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート常任理事

#### 【現在の公職等】

福岡家庭裁判所小倉支部家事調停委員・参与員

なまこ成年後見支援センター成年後見運営委員会委員

適格消費者団体特定非営利活動法人消費者支援機構福岡監事

#### 【著作物】

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編

「成年後見監督人の手引き」

日本司法書士会連合会編「司法書士裁判実務大系第3巻」

多くの後見人は、常に迷い、葛藤しながら、また、本当にこれでよかったのだろうかかと自問自答しながら、日々、様々な法律行為や財産管理事務、身上監護業務を行っています。ここでは、2つの場面について、後見人が実際にどのような後見事務を行っているかを紹介したいと思います。なお、以下の事例は、実際の事案を基にしていますが、個人が特定できないように、いくつかの事案を組み合わせたり修正を加えたりしています。

### /// 在宅生活の支援 ///

陽子さん(仮名)は70歳代後半の女性で、若い時に統合失調症にかかり数回の入院歴がありました。数年前に母親が他界してからは、自宅に一人で生活していました。近所の郵便局で通帳がないと騒いで警察が駆けつける事態となり、それがきっかけとなって地域包括支援センターが関与し、市長申立てにより後見が開始しました。それまでは、自分で郵便局に行ってお金をおろし、買い物に行ったりしていましたが、郵便局での一件があつてからは外出をためらうようになり、唯一、近所の顔なじみの商店にだけは、一人で出かけて行って買物をしていました。

後見が開始した当初は、介護サービスの利用を拒否していて、成年後見人が通帳の管理をするなんてことは到底受け入れてもらえるような状況ではありませんでした。訪問すると何しに来たのかと怒鳴られることもあり、支援の話になると急に怒り出して、いったんそうなるとうにもならずにすぐ退散したりもしていました。本当は、とても博識で話し好きな人で、洋服に興味があり、自分じゃ着られないけど派手な色やデザインの服が好きだと言っていたので、陽子さんとの面談の時にはいつも、堅いスーツではなく明るく華やかなイメージの服装で行くようにしていました。服装を気に入ってもらえた時には、「素敵ね。それは〇〇〇(地元の百貨店)で買ったの?」というような会話で少し場が和みました。納得してもらえるまで何度も面談を繰り返し、いつの間にか、にこやかに迎えてくれるようになり、支援も受け入れてくれるようになりました。

数年が経ち、統合失調症に加え認知症も発症し、だんだんとできることが少なくなっていました。近所の商店に買い物には行くけど、足元がおぼつかないので自分で荷物を持って帰ることができませんし、お金を持っ

て行かないので、買い物をしてもらっても支払いをすることができません。それでも、自分で出かけて行くことができる唯一の場所だったので、その楽しみを奪うわけにはいきませんでした。店主のご厚意で買い物した荷物は自宅まで配達してもらい、1か月分の買い物の代金をまとめて成年後見人が支払うようにしました。そのうち、一人で外出することもなくなり、買い物も炊事もすべてヘルパーさんに任せるようになりました。足腰が弱り、トイレに間に合わず排泄の失敗をするようになり、関係者の誰もが「在宅はそろそろ限界…」と思うようになりましたが、陽子さんの、施設入所だけは絶対に嫌だという意思は明確でした。収支は、このまま20年自宅で生活したとして計算するときりぎりといったところでしたが、朝・昼・晩とヘルパーサービスを利用し、在宅生活を支援するためにお金を使うことにしました。推定相続人である親族が一人いましたが、遠方ということもありこれまでも一切の交流はなく、後見事務にかかわってくることもありませんでしたが、念のため、ぎりぎりまで在宅生活を支援する方針で後見事務を行うことについて説明をして承を得ました。

ヘルパーさんの朝は、汚れた布団をコインランドリーに持って行って洗濯をし、家中の排泄物を片付ける作業から始まります。そうして在宅生活を送っている間に何度か入退院を繰り返し、退院する度に次の居所をどうするかという話し合いを行いました。成年後見人を含め関係者の誰もが、今回ばかりはもう、施設入所という結論になるかなと思いつながりながら会議に参加するのですが、会議の中でそれぞれの立場で意見を出し合い、会議が終わる頃には、関係者全員が同じ思いで、在宅生活を維持するという一つの方向にまとまります。毎日たいへんな思いで実際の介護をしているヘルパーさんが誰よりも、陽子さんがまた自宅に戻ってくることを希望しました。成年後見人にできることといえば、病院から自宅に帰るたびに、近隣の住民や地域の民生委員を訪ね、自宅に帰ることになったとの報告をして見守りを願うことくらいでした。その地域の方々も、ずっと地域で生活してきた陽子さんへの理解があり、とても協力的で温かい人たちがばかりでした。いろいろな人たちに助けられて、成年後見人は最期まで職務を遂行することができました。

### /// 治療の選択 ///

鉄男さん(仮名)は70歳代の男性で、もともと軽度の知的障害があり、道端に倒れているところを緊急搬送され、その後に特別養護老人ホームに入所となりました。交流のある親族がいなかったことから、市長申立てにより後見が開始されました。鉄男さんは、後見類型とはいえ意思疎通は十分にできましたが、かなり気難しい性格で、急に怒り出して大声を出すこともあり、そういった意味で意思疎通にはかなり苦労しました。また、人から体に触られるのがとにかく嫌いで介護拒否がありましたが、幸いADL\*はそれほど低下しておらずだいたいのは自分でできていたので、何事もなく安定して施設で生活していました。

ところが、ある日突然、施設で提供される食事に毒が入っていると言ひ出し、食事を一切摂らなくなりました。施設のスタッフや成年後見人がいくら理由を聞いても、ただ「助けてください。」と言うばかりで、何をどう助けたらいいのかわからずに途方に暮れるばかりでした。健康状態が心配されたため、救急車を呼びましたが、搬送されることを本人が明確に拒否していたため、救急車に乗せることはできませんでした。そのままさらに数日が経過し、いつ何があるかわからないという緊迫した状況で、施設のスタッフも精神的に疲弊し、何より本人の生

命の危険があったことから、医療保護入院となりました。

病院での治療は、鉄男さんの激しい抵抗により困難を極めるものでしたが、点滴等でなんとか状態は安定しました。鉄男さんの食事の拒否はずっと続いていて、もう2か月近く何も食べていない状況でした。鉄男さんには、ある日は成年後見人が、また別の日には施設のスタッフが、このままご飯を食べないと死んでしまうかもしれません、これからどうしたいですか、施設に帰りたいですか、というようなことを繰り返し尋ねてみましたが、鉄男さんはやはり「助けてください。」というばかりでした。皆で鉄男さんの「助けてください。」の意味を必死に考えました。鉄男さん自身が命の危険を感じていて助けてほしいと言っているのかもしれない、いや、人に構われることが嫌いな性格や、治療への激しい抵抗を考えると、何もしてほしくないのかもしれない、いくら考えても答えは出ませんでした。胃ろうについては、成年後見人にそれを決定する権限はありませんが、だからと言って食事を摂らない問題をこのままにしておくわけにもいきません。これまでの経験から、胃ろうには消極的な姿勢を示す医師がほとんどだと勝手に思っていたのですが、予想に反して、胃ろうもあり、というのが主治医の見解でした。でも、あんなに介護や治療を拒否する鉄男さんが、胃ろうを承知するわけがない、皆がそう思いましたが、鉄男さんの「助けてください。」が頭をよぎります。結局、鉄男さんの意思は何も確認ができないままでした。ただ、ご飯を食べなくなるあの日まで、それなりに楽しそうに施設で過ごしていたことを考えると、やはり施設に帰る方がよいのではないか、しかし、施設に帰るとなると胃ろうの造設はできない、行ったり来たり話し合いが続きました。結果として、胃ろうの造設は困難との判断となり、中心静脈栄養の処置を施し、施設に戻りました。慣れ親しんだ施設に帰ればまたご飯を食べってくれるかもしれない、皆がそう期待をしていましたが、鉄男さんは最期まで食事を摂ることはありませんでした。

今から数年前、意思決定支援という言葉をはじめに聞いたとき、これまでもやってきたことをこれからもやればいい、というくらいに思っていたのですが、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(以下単に「意思決定支援ガイドライン」といいます。)の研修(一例として本誌第23号報告記事をご参照ください。)を受け、意思決定支援は難しいと感じました。そして、こうしてあらためて自分の後見事務を振り返ってみると、価値観を押し付けないように、独善に陥らないように、そして何より、一人で決めないようにということを念頭に置きながら、成年後見制度の理念であるノーマライゼーション、自己決定権の尊重、身上保護の重視を実践してきたつもりでしたが、その場に本人が不在であることの方が多かったことに気がきました。

意思決定支援ガイドラインでは、本人の意思を一方的に汲み取るのではなく、本人が意思決定支援のプロセスに参加し、様々な配慮や工夫をしたうえでそこにいる本人と関係者とが互いに意思疎通しながら、本人自身が自己決定していくことが求められています。

「すべての人には、自分のことを決める力があるというのが支援の出発点です。」

口で言うのは簡単ですが、まずはこれまでの後見事務を振り返り、自分自身の意識を変えることが意思決定支援への第一歩だと思っています。



\*Activities of Daily Livingの略。日常生活を送るために最低限必要な、歩行・食事・更衣・排泄・入浴等の日常的な動作のこと。

# 後見つれづれ草

今号の特集の締めくくりは、「コラム後見つれづれ草」です。日々、業務を行っている全国の司法書士後見人がほっこりしたりびっくりしたりしているエピソードを6つ集めました。  
 ※リーガルサポート会員の実話をもとにしていますが、実際の事例とは異なります。

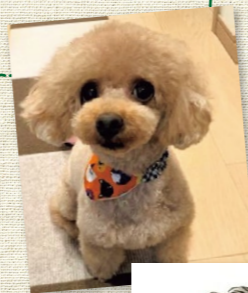
## 第1話「表千家のお点前」

毎月生活費を渡すためにご自宅を訪問していた被後見人のおばあちゃま。大正生まれでしたが、四国の女学校を卒業し、北海道出身の転勤族の旦那さまと巡り合い、そして北陸の地で長年過ごしていらっしゃいました。ご自宅を訪問したときには、当職とケアマネジャーと訪問ヘルパーとで一通り打合せが終わると、ご本人が元お茶の先生ということもあり、毎回、電気ポットのお湯でお茶を点ててくださいました。ヘルパーさんも毎回、和菓子店で季節季節の色とりどりの生菓子を購入しておいてくださいました。ある時、「おかわりはどう？」と尋ねられたので、「もう一杯お願いします。」とお答えしたら、「あら、お茶は“一服”って言うのよ。」と指摘されました。自らの教養のなさを反省しつつも、経験に裏打ちされた長年の習慣に感心しました。



## 第2話「わんこ好き」

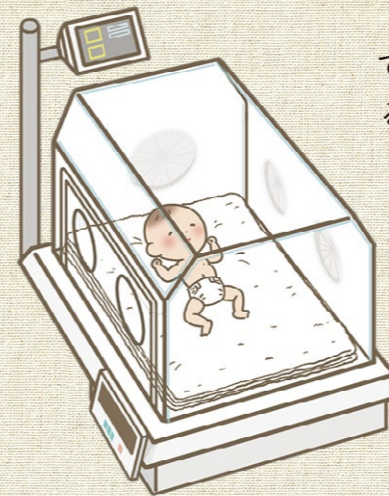
犬好きのるり子さん(仮名) 面会の時に、私の愛犬トイ・プードルのらんちゃんの写真は何枚かプレゼントしたら、ご自分でアルバムに入れていつも眺めてくれているそうです。用事があって電話したら、返事はいつも「今、らんちゃんの写真を見ていました。とてもかわいい。」と答えるだけです。「ちょっとるり子さん、私の話を聞いてくれたか？」と思いながら、でも、愛犬の名前を覚えてくれているのが嬉しくて、るり子さんにはいつも癒されています。



## 第3話 名付け親

被後見人が産んだ赤ちゃんの名付け親になったことがあります。出産にも立ち会いました。県庁所在地の大学病院で、午前中から手術の順番を夕方近くまで待ち、いざ帝王切開というときに手術室の入り口で、後見人として本人確認を求められました。

一緒に待っていたみんながみんな、お母さんの命と生まれてくる命とがどうか無事であることをひたすら祈っていました。



ちいちゃく生まれた女の子に初めて会ったのは集中治療室でした。心臓の弁に穴が空いていましたが、成長と共に塞がる可能性が高いと医師の説明を受けました。

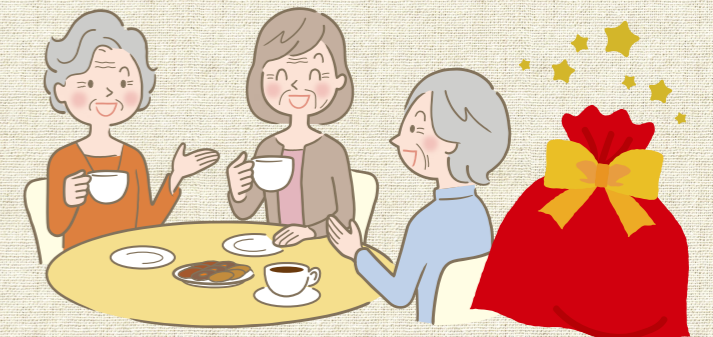
幸せになってほしいという願いを込めて、かわいらしくて呼びやすい名前にしました。生まれて何年かは毎年、お誕生日とクリスマスにプレゼントを持って乳児院を訪ねました。数年前に特別養子縁組が成立し、今はもう会えませんが、元気でかわいがってもらっていると聞き及んでいます。

あ〜、もっともっといっぱい抱っこしておきたかったな。

## 第4話 照れ隠し

成年被後見人の女性は、施設の面会時にいつも広間でくつろいでいらっしゃいます。私はお見かけするといつも手を振って声をおかけするのですが、いつの間にか、私が手を振ると、広間で休まっている成年被後見人のお友達の方々からも手を振っていただけるようになりました。

彼女のために、ある日、誕生日のプレゼントをお渡ししました。見た目もかわいい猫のアイシングクッキーでしたが、あまり嬉しそうな反応をなされなかったので、お気に召さないものを贈ってしまったと反省しました。しかし、後日施設の職員さんから、私が帰った後に、施設に入所されている方やスタッフの方全員に私からのプレゼントを自慢していたとお聞きしました。あの反応は照れ隠しであったと気づき、思わず笑みがこぼれました。



## 第5話 もう一人の相続人

成年被後見人の配偶者が亡くなられ、相続が発生しました。ご家族が戸籍を調べると、なんと、成年被後見人の方とは再婚で、前妻との間に誰もがその存在すら知らなかったお子様(相続人)がいらっしゃる事が判明しました。ご家族の方が親族の方に話を聞いたところ、たった一人だけ、その真実を知っている方がいました。その親族が語る、亡き配偶者が抱いていた今の家族への想いと前妻の子への想い。親族が家族に伝えた生前の配偶者の気持ちに、ご家族は変わらぬ愛を感じ、驚いたけど真実を知ることができてよ



かったと私に伝えてくれました。いやー、でも、死ぬ前に教えてくれてもいいですね!? 本当にびっくりしましたよ!と、今でも時折笑いながらそのご家族と当時のことを振り返っています。

## 第6話 毎日が楽しい

団地で一人暮らしをしている たま美ちゃん(仮名)

私が後見人に就任した時は生活保護を受給して、障害者のデイサービスに通っておりましたが、一人で電車に乗って好きなバンドのライブに行ったり、毎朝5時に起きて、どんな天候の日でも自転車で片道30分かけてお寺にお参りに行ったり、大好きなケーキを食べに行ったり、とても活動的な方でした。

たま美ちゃん、もしかして働けるのでは?と思い、相談員に仕事を探してもらったところ、大好きな食べ物に囲まれて働けるお弁当屋に就職ができ、まじめに毎日働くので、月約10万円の給料をもらえるようになりました。

今では生活保護が廃止となり、デイサービスもやめて、障害者年金と給料で経済的に自立して、自転車で自由に好きなところに遊びに行っています。

いつも、たま美ちゃんは「毎日が楽しい!」と言っています。



Check it!



## イベント告知

# リーガルサポート意思決定支援シンポジウム 後見事務における意思決定支援

WEB  
開催

～「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の実務への定着を目指して～

成年後見制度利用促進基本計画(2017年3月24日閣議決定)では、成年後見制度利用者がメリットを実感できる運用の改善を目指しており、その中で、意思決定支援の在り方についての指針の策定が進められるべきとされています。それに基づき、最高裁判所、厚生労働省、日本弁護士連合会、日本社会福祉士会及び成年後見センター・リーガルサポートにより構成された「意思決定支援ワーキンググループ」において検討がなされ、2020年10月30日「意思決定支援を踏まえた後見事務ガイドライン」が策定されました。

この「ガイドライン」を実務に活かしていくためにどのような取り組みを行うべきかをともに考えていくために、リーガルサポートでは、本テーマに最前線がかかわり、取り組んでいらっしゃる方々をお招きし、シンポジウムを開催することになりました。

本シンポジウムの議論を通じ「ガイドライン」について、より理解を深めていただきたく、成年後見制度に関心をお持ちの方の多数のご参加をお待ちしています。

### シンポジウム概要

**日時** 令和4年3月18日(金)午後1時から午後5時30分(ウェビナー配信)  
令和4年4月1日(予定)から令和4年6月30日(オンデマンドによる動画配信)

**構成** **【基調講演 1】**  
「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」策定の目的について  
木村 匡彦 氏(最高裁判所 事務総局家庭局 第二課長)

**【基調講演 2】**  
「意思決定支援に関する厚生労働省の取組」  
松崎 俊久 氏(厚生労働省 社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室 室長)

**【基調講演 3】**  
「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを読み解く」  
水島 俊彦 氏(弁護士、日本司法支援センター(法テラス)本部)

### パネルディスカッション

後見事務における意思決定支援  
～「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の実務への定着を目指して～

**【パネリスト】**  
住田 敦子 氏(特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター長)  
西尾 史恵 氏(弁護士、日弁連高齢者障害者権利支援センター運営委員)  
星野 美子 氏(認定社会福祉士・公益社団法人日本社会福祉士会理事)  
岸川 久美子 氏(司法書士、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部長)  
アドバイザー 水島 俊彦 氏  
コーディネーター 西川 浩之 氏(司法書士/公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート副理事長)

- 参加費/無料
- 主催/公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

参加申し込み方法等詳細は当法人 HP <https://www.legal-support.or.jp> または、チラシをご覧ください。





# 第17回 日本高齢者虐待防止学会 WEB大会(大阪実行委員会)



令和3年9月26日(日)、標題の大会がオンラインで開催されました。本大会は、本来前年の9月に第17回梅田大会として大阪で開催予定でしたが、新型コロナウイルスの感染状況を鑑み中止したものです。

大会長講演では、濱田大会長から新型コロナウイルス感染拡大下での施設における高齢者虐待防止について話がありました。今後は感染のリスクを最大限に避けつつ、外部の目が行き届き、介護職員のストレスを緩衝させるためのコミュニケーションツールが増えることを期待していると示されました。

基調講演では、乙幡氏から高齢者虐待の動向が報告されました。養介護施設従事者等による虐待に関しては、虐待の発生要因として職員のストレスや感情のコント

ロールの問題が挙げられていたため、市による研修や施設での教育が重要と示されました。養護者の高齢者虐待に関しては、虐待の発生要因が被虐待者や家庭の要因も関係しているため、養護者支援の重要性が浮き彫りとなっているとも示されました。

シンポジウム I では、まず雨宮氏から、虐待防止のための職員教育として、虐待の背景となる不安・焦りが引き金となって怒りの感情が生じる状況を最大限回避する方法や知識を習得させ、虐待をしない介護を実践していると報告がされました。吉田氏からは、施設職員の感情労働の心理分析について、介護現場では感情管理を介護労働者の人柄にまかせているため、それが介護労働者の疲弊、高齢者虐待に繋がること示されました。最後に、川村氏から、成年後見人の仕事と成年被後見人の虐待とのかかわりについて事例が紹介されました。コロナ禍でも、オンラインやガラス越しの定期的な面会を通じて成年被後見人の状態を把握し、虐待に早期に気づく取り組みを行っていること報告がされました。

教育講演では、市川氏から設立した社会福祉法人について、理念に「ノーマライゼーション」を掲げ、「福祉は平和でないとならない」として、38年間「人権を守る」「民主的運営」を実践し、常に地域

## オンラインセミナー プログラム

**【開会】**  
開会宣言・一般社団法人日本高齢者虐待防止学会 理事長挨拶

**【大会長講演】**  
「高齢者福祉施設における虐待予防に向けた取り組みの変遷と今後の論点～昭和・平成・令和」

大会長 濱田 和則 氏 (社会福祉法人晋栄福祉会 理事長)  
座長 臼井 キミカ 氏 (岐阜保健大学 看護学部 学部長・教授)

**【基調講演】**  
高齢者虐待に関する動向  
乙幡 美佐江 氏 (厚生労働省 老健局高齢者虐待防止対策専門官)  
座長 池田 直樹 氏 (日本高齢者虐待防止学会 理事長)

**【シンポジウム I】**  
介護サービスの在り方～利用者本位の介護経営～

- 「虐待防止のための職員教育の仕組み」  
雨宮 潤美 氏 (SOMPOケア株式会社 教育研修部 理事部長)
- 「感情労働の心理分析と対策—施設職員による虐待防止に向けて—」  
吉田 輝美 氏 (名古屋市立大学 大学院人間文化研究科 教授)
- 「成年後見人の立場から虐待防止を考える」  
川村 鉄平 氏 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部会  
あうる司法書士法人代表)  
座長 池田 直樹 氏 (日本高齢者虐待防止学会 理事長)

**【会員総会】**  
一般社団法人日本高齢者虐待防止学会 2021年度会員総会

**【教育講演】**  
高齢者の人権を守るケア—きらくえん38年の実践とめざすもの—  
講師 市川 禮子 氏 (社会福祉法人きらくえん 名誉理事長)  
座長 中辻 朋博 氏 (社会福祉法人風の馬 特別養護老人ホームアリオン施設長)

**【シンポジウム II】**  
認知症のある人への虐待防止の取り組み  
●「サービス提供者の認知症のある人への理解」  
遠藤 英俊 氏 (聖路加国際大学 臨床教授)  
●「介護者の孤立を防ぐための取組～男性介護者の組織化活動を通して～」  
津止 正敏 氏 (立命館大学産業社会学部現代社会学科 教授)  
●「高齢者虐待を防止する施設オンブズマンの取り組み」  
堀川 世津子 氏 (介護保険市民オンブズマン機構大阪事務局長)  
座長 銭場 裕司 氏 (毎日新聞東京本社 社会部副部長)

**【分科会】**  
韓国における高齢者虐待の対応状況と課題  
張 允楨 氏 (韓国・慶南大学社会福祉学科 副教授)  
水上 然 氏 (神戸学院大学総合リハビリテーション学部社会リハビリテーション学科 准教授)  
座長 池田 直樹 氏 (日本高齢者虐待防止学会 理事長)

**【閉会】**  
閉会の挨拶

と共にあること、入居者自治会や家族会の活発な活動を求め保証することに取り組んできたこと示されました。

シンポジウム II では、遠藤氏から、認知症を理解し受け止め、本人中心のケアにより介護の質を高めることが、本人の尊厳を高めることに繋がり、虐待防止に至ると示されました。津止氏からは、介護実体は「連続体」であり、良いとき(良い介護)もあれば真逆のときもあるのに、常に良いとき(良い介護)をモデルとして在宅介護を想定しているのではないかと問題提起がなされました。堀川氏からは、オンブズマンによる虐待防止の取り組みは不適切なケアを指摘し排除すること、および身体的拘束の緩和であり、不適切なケアは施設における潜在的な高齢者虐待であると警笛を鳴らしました。コロナの影響については、施設は入所者の生命を守ることを重視しすぎて本人の権利擁護という視点からは疑問を覚えるという発言もありました。

分科会では、日本ではケア問題に対処していく視点が強く、家庭内暴力に対応する視点が弱いとの指摘がありました。また、韓国では家庭内暴力に対応する法律があるものの、日本のように高齢者虐待に関する専門の法律は存在しないという報告があり、両国の施策に

対する様々な提言がなされました。

大会は午後6時、次回の大会長である吉岡幸子教授の閉会挨拶で幕を閉じました。このなかで、本質論はとても大事だがとても新しく、原点に立ち返った1日であったとの言葉がありました。参加者全員が実感できたと思います。次回大会は令和4年9月10日、東京都足立区の帝京科学大学で開催されることが発表されました。テーマは未定ですが、WEBで参加することも可能ですので、みなさまも参加してみたいかがでしょうか。  
(た・み・さ)





# 編集後記



本誌第24号は、リーガルサポート会員である司法書士後見人（保佐人、補助人も含みます。）の事例特集です。実は、編集の参考にと第12号から一部読者アンケートを実施していましたが、その回答として多かったのが、「事例」を知りたいとお声でした。そこで、今号は、事例盛り沢山の特集号になりました。

自らを振り返ってみれば、後見人として業務に携わって既に15年以上経ちました。後見業務を始めたばかりの頃を思い出しても、日々、迷いながら…悩みながら…は、今でも変わっていない気がします。もちろん経験を積むにつれて、その内容は違ってはきていますが、ずっと何が一番いいのだろうか？と問い続けています。後見業務は、その方の財産を全部お預かりし、生活する場所を決めるのにかかわることも多くあります。責任重大です。時々、へこたれそうになって、「支える側じゃなくて、支えてもらう側にまわりたい…」と思うこともあります。

成年後見制度は、完璧な制度ではありません。けれども、上手く運用すれば本人も周りの方々もみんなが幸せになる制度だと信じて、これからも日々悩みながらも後見業務を行っていきます。

読者のみなさん、そんな司法書士後見人が経験した事例で、一緒にホッコリしたりビックリしたりしてみてください。（る）

## 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部一覧

HP マークのある支部にはホームページがあります

各支部名で検索！

リーガルサポート ○○支部

検索

- 札幌支部 011-280-7078 **HP**
- 函館支部 0138-27-2345 **HP**
- 旭川支部 0166-51-9058
- 釧路支部 0154-41-8332
- 宮城支部 022-263-6786
- ふくしま支部 024-533-7234
- 山形支部 023-623-3322
- 岩手支部 019-653-6101
- 秋田支部 018-824-0055
- 青森支部 017-775-1205
- 東京支部 03-3353-8191 **HP**
- 神奈川県支部 045-640-4345 **HP**
- 埼玉支部 048-845-8551 **HP**
- 千葉県支部 043-301-7831 **HP**
- 茨城支部 029-302-3166 **HP**
- とちぎ支部 028-632-9420 **HP**
- 群馬支部 027-224-7771 **HP**
- 静岡支部 054-289-3999
- 山梨支部 055-254-8030 **HP**
- ながの支部 026-232-7492 **HP**
- 新潟県支部 025-244-5141
- 愛知支部 052-683-6696 **HP**
- 三重支部 059-213-4666
- 岐阜県支部 058-259-7118
- 福井県支部 0776-36-0016
- 石川県支部 076-291-7070
- 富山県支部 076-431-9332
- 大阪支部 06-4790-5643 **HP**
- 京都支部 075-255-2578 **HP**
- 兵庫支部 078-341-8686 **HP**
- 奈良支部 0742-22-6707 **HP**
- 滋賀支部 077-525-1093
- 和歌山支部 073-422-0568 **HP**
- 広島県支部 082-511-0230
- 山口支部 083-924-5220 **HP**
- 岡山県支部 086-226-0470 **HP**
- 鳥取支部 0857-24-7013 **HP**
- しまね支部 0854-22-1026
- 香川県支部 087-821-5701 **HP**
- 徳島支部 088-622-1865 **HP**
- 高知支部 088-825-3141
- えひめ支部 089-941-8065
- 福岡支部 092-738-1666 **HP**
- 佐賀支部 0952-29-0626
- 長崎支部 095-823-4710
- 大分支部 097-532-7579
- 熊本支部 096-364-2889 **HP**
- 鹿児島支部 099-251-5822
- 宮崎県支部 0985-28-8599
- 沖縄支部 098-867-3526

本部(東京) 03-3359-0541

編集・発行

## 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館  
TEL 03-3359-0541 <https://www.legal-support.or.jp>

リーガルサポートのホームページには  
音声読み上げ機能があります！

リーガルサポート

検索

